

豊中市子育て応援クーポン配布事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子育てのための物品やサービスの提供により、子育て応援メッセージや、乳幼児期からの子育ての喜びや楽しさを発信し、子育てへの不安・負担の軽減を図るとともに、子育てに必要な相談窓口・行政サービス等の情報を前向きに伝えるために実施する、豊中市子育て応援クーポン配布事業（以下「本事業」という。）に関し、必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、豊中市（以下「市」という。）とする。ただし、事業の一部を適切な事業運営ができると認められる者に委託することができるものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 配布対象者 第4条に掲げる子育て応援クーポン（以下「クーポン」という。）が配布される者をいう。
- (2) 対象児童 第4条に掲げる配布対象者が養育する児童をいう。

(事業の対象)

第4条 クーポンの配布対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 令和5年1月1日において市に住民登録があり、令和3年6月2日から令和4年12月31日までに出生し、出生時において市に住民登録をした児童を養育する者
- (2) 令和5年1月1日以降に出生し、出生時において市に住民登録をした児童を養育する者
- (3) 令和5年1月1日以降、生後4か月までに市に転入し、市に住民登録をした児童を養育する者
- (4) 前3号に掲げる者に類するものとして市長が認める者

(クーポンの内容)

第5条 クーポンは、多様なニーズに対応可能な、子育てに必要な物品やサービス（以下「物品等」という。）を掲載したカタログ及び物品等の申込を行うために必要な情報が記載された申込用紙等とし、対象児童1人当たり1式とする。

(クーポンの配布)

第6条 市は、第4条第1号から第3号の配布対象者を住民基本台帳により把握し、配

布対象者が受け取ったことが確認できる手段によりクーポンを送付する。

2 施設入所及び里親委託児童、母子生活支援施設入所世帯、DVにより加害者から避難している世帯その他の前号の規定により市が把握できない者並びに前号の規定による送付で受け取りができない者であって、クーポンを希望する者は、別に定める申込書に必要書類を添えて市長に提出することでクーポンの配布を受けることができる。ただし、対象児童が3歳に達する日以降は申込できないものとする。

(物品等の申込)

第8条 配布対象者は、物品等の受け取りを希望する場合は、指定された方法及び申込期限までに、カタログの中から希望する物品等の申し込みをする。

(物品等の送付)

第9条 市は、前条の申込に基づき、物品等を配布対象者に送付する。

(無効な申込)

第10条 次の各号に該当する物品等の申込は無効とする。

(1) 配布対象者に該当しない者による申込

(2) 配布対象者に送付された申込用紙等の詐取、偽造、その他不正な手段により行われた申込

2 申込が無効と判断された場合、物品等は送付しない。また、すでに物品等の発送が行われた場合は、その返還を求めるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本事業に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から実施する。